

白山市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和6年3月26日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部署	対象範囲
道の駅めぐみ白山	株式会社めぐみ白山	産業部農業振興課	令和4年度指定管理運営業務に伴う出納その他事務の執行及び事業の管理状況について

4 監査の着眼点

指定管理者における公の施設の管理運営が、目的に沿って適切に行われているか、管理業務に係る会計経理等は適正に行われているか、また、指定管理者に対する所管部署の指導監督が適切に行われているかを主眼として、監査を実施した。

<主な監査項目>

- ・施設管理業務の運営状況
- ・施設の利用状況、サービスの提供状況
- ・指定管理業務に係る契約、会計経理及び収入事務等の状況
- ・その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、監査対象団体の責任者及び所管課長等から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 道の駅めぐみ白山 会議室
- (2) 実施日程 令和5年10月31日から令和6年3月26日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他事務の執行状況及び事業の管理状況については、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。